

○石垣市係数抽出変動型最低制限価格方式入札に関する要綱

平成27年3月16日

告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市財務規則(昭和58年石垣市規則第2号)及び石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱(平成20年石垣市告示第147号。以下「最低制限価格要綱」という。)に定めるもののほか、石垣市が発注する建設工事、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の入札において透明性や公平性、公正性の向上を図り、適正な入札執行を確保するため、係数抽出変動型最低制限価格方式入札の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第2条 入札執行に際し、入札執行者は、次の各号に掲げる手順により最低制限基準額に乗じる率を、くじの結果に基づき算出するものとする。

- (1) 入札前に入札参加者のうちから、本抽選を行う1名を予備抽選により決定する。
- (2) 本抽選に使用するくじは、番号1から番号11までを記入した、11個を用意する。
- (3) 本抽選においては、予備抽選によりあらかじめ決定した者が、くじを引くものとする。
- (4) 本抽選で引いたくじの番号と、次の表の本抽選結果欄の番号が同一であるものを、税抜きの最低制限価格の算出式として決定する。

本抽選結果	税抜き最低制限価格の算出式
1	最低制限基準額＋(最低制限基準額×1.0%)
2	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.9%)
3	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.8%)
4	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.7%)
5	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.6%)
6	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.5%)
7	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.4%)
8	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.3%)
9	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.2%)
10	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.1%)
11	最低制限基準額＋(最低制限基準額×0.0%)

2 前項の抽選により決定した最低制限基準額に乗じる係数(率)及び計算により求めた額(百円

未満切り捨て)等は、最低制限価格調書(様式第1号)に記入のうえ、調書を作成するものとする。

(平29告示76—7・令6告示309・一部改正)

(算出方法の特例)

第3条 前条の抽選により求められた税抜き最低制限価格は、最低制限価格要綱第3条に掲げる最低制限価格の範囲で抽出する。

(平29告示76—7・追加)

(最低制限基準額及び最低制限価格の公表)

第4条 最低制限基準額及び最低制限価格については、落札者の決定後に入札執行者が入札会場で公表する。

(平29告示76—7・旧第3条繰下)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第76—7号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第309号)

この要綱は、公布の日から施行する。

最低制限価格調書

部 課

入札等の目的

工事箇所名
品 名

最低制限基準額	税込み	円
	税抜き	円

下記理由により最低制限基準額を設定する。

理由：石垣市財務規則第104条の規定を適用し、石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱に基づき、の品質の確保を図るため最低制限価格を設定する。

年 月 日

契約者担当者

印

本抽選くじ番号

税抜き最低制限価格の算出式

最低制限基準額 + (最低制限基準額 ×

%)

最低制限価格	税込み	円
	税抜き	円

入札執行者

印

様式第1号(第2条関係)